

南魚沼市新ごみ処理施設整備・運営事業に係る設計施工監理監督業務委託 公募型プロポーザル

令和8年7月24日 公表

質問書に対する回答

No.	質問事項	回答
1	【公募型プロポーザル実施要領(4. プロポーザル参加資格)】 (3)に「公告日から過去10年間以内に・・・元請として受託し完了した実績」と記載がありますが、受託も過去10年間以内という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	実施要領「4. プロポーザル参加資格」に「(2)建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定による一級建築士事務所 の登録を受けていること。」と記載があります。入札参加資格者名簿登録において、委任元である本社が一級建築士事務所登録を認めてもらっていれば、委任先の支社が一級建築士事務所登録を受けていなくても本プロポーザルに参加できる認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	実施要領「4. プロポーザル参加資格」(7)②に記載のある、「参加意向申出書の提出期限までの間に3か月以上」の雇用期間が必要な担当技術者は、仕様書第三章「3. 専門技術者の配置」(3)のうち、直接的かつ恒常的な雇用関係を求められている①②のみと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	【公募型プロポーザル実施要領(別紙 審査基準書)】 提案書における「審査項目:見積金額」の「評価の視点」にて「見積限度額に対する削減率に応じた得点化を行う。(最大15%)」とありますが、この見積金額に対する得点は小数第何位まで算出されるのでしょうか。	小数点第2位以下を切り捨てます。
5	【仕様書(第三章 3. 専門技術者の配置)】 各技術者の業務実績については、現在実施中の業務(公告日時点で完了していない業務)も認められるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
6	【仕様書(第三章 3. 専門技術者の配置)】 ①主任技術者(総括責任者)の資格に「技術士(衛生工学部門の廃棄物管理、廃棄物管理計画又は廃棄物処理)」との記載がありますが、技術士(衛生工学部門の廃棄物・資源循環)も認められるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
7	【仕様書(第三章 3. 専門技術者の配置)】 ④プラント電気設備技術者の業務実績に(特別高圧受電)との記載がありますが、本工事では高圧受電となりますので、高圧受電の実績も認められるという理解でよろしいでしょうか。	仕様書のとおりとします。
8	【仕様書(第三章 3. 専門技術者の配置)】 ⑥土木技術者の実績に「造成工事の設計又は施工監理」との記載がありますが、最終処分場の実施設計業務や施工監理業務、焼却施設の施工監理業務の土木担当としての実績も認められるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。